

作成日 2018/09/11  
改訂日

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	38%亜硝酸ソーダ
製品コード	I1809-001
供給者の会社名称	サンワ化学株式会社
住所	静岡県袋井市浅羽2777-1
担当部門	品質管理課
電話番号	0538-23-6611
FAX番号	0538-23-7918

2. 危険有害性の要約  
GHS分類

物理化学的危険性	酸化性液体 区分3
健康有害性	急性毒性(経口) 区分3 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 生殖細胞変異原性 区分2 生殖毒性 区分2 生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分
環境有害性	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(血液) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液) 水生環境有害性(急性) 区分1 水生環境有害性(長期間) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示

注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
H272 火災助長のおそれ:酸化性物質  
H301 飲み込むと有毒  
H319 強い眼刺激  
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い  
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
H370 血液の障害  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液の障害のおそれ  
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き  
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
衣類及び他の可燃物から遠ざけること。(P220)  
可燃物と混合を回避するために予防策を取ること。(P221)  
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)  
妊娠中、授乳中は接触を避けること。(P263)  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

## 応急措置

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)

特別な処置が必要である。(P321)

口をすすぐこと。(P330)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名

亜硝酸ナトリウム

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
亜硝酸ナトリウム	38%	NaNO <sub>2</sub>	(1)-483	既存	7632-00-0
水	62%	H <sub>2</sub> O	-	-	7732-18-5

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

### 4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

特別な処置が必要である。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

医師の診断、手当てを受けること。

医師に連絡すること。

特別な処置が必要である。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

医師に連絡すること。

特別な処置が必要である。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

特別な処置が必要である。

医師の診断、手当てを受けること。

医師に連絡すること。

### 5. 火災時の措置

消火剤

大火災: 散水、噴霧水、一般の泡消火剤。

小火災: 粉末消火剤、二酸化炭素、散水。

使ってはならない消火剤

棒状注水。

特有の危険有害性

火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

火災によって刺激性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。

## 特有の消火方法

熱で容器が爆発するおそれがある。  
 火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。  
 加熱されたり、火災に巻き込まれると、爆発的に分解するおそれがある。  
 加熱されたり、不純物が混入すると、爆発するおそれがある。  
 摩擦、熱及び不純物の混入により爆発するおそれがある。  
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。  
 大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。  
 散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。  
 大火災の場合、火災区域に適度の距離から大量の水を散水する。  
 容器が熱に晒されているときは、移さない。  
 容器内に水を入れてはいけない。激しい反応が起こる可能性がある。  
 大火災の場合、乾燥砂、粉末消火剤、ソーダ灰や石灰を用いて消火する。あるいはその場所から避難し、燃焼させる。

## 消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、  
 保護具及び緊急時措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外は近づけない。

風上に留まる。

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

低地から離れる。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

立ち入る前に、密閉された場所を換気する。

環境中に放出してはならない。

## 環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。

封じ込め及び浄化の方法  
及び機材

危険でなければ漏れを止める。

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。

## 二次災害の防止策

大量の場合、液体の漏れは前方にせきを作り、後で廃棄する。  
 大量の場合、漏洩物の除去や廃棄処理は専門家の指示による。  
 少量の場合、漏洩区域を大量の水で洗い流す。  
 大量の場合、漏洩物を回収した後、漏洩区域を大量の水で洗い流す。  
 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。  
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
 可燃物(木、紙、油等)は漏洩物から隔離する。

7. 取扱い及び保管上の注意  
取扱い

## 技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

## 安全取扱注意事項

使用前に使用説明書を入手すること。  
 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
 可燃物や酸化されやすい物質との混触を避けること。

周辺での高温物の使用を禁止する。  
 固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸し、湿った包帯で覆うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。

接触回避  
衛生対策

排気用の換気を行うこと。  
 接触、吸入又は飲み込まないこと。  
 環境への放出を避けること。  
 『10. 安定性及び反応性』を参照。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

## 保管

## 安全な保管条件

取扱い後はよく手を洗うこと。  
 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。  
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。

保管場所には、危険物を貯蔵し又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

酸化剤から離して保管する。

特に技術的対策は必要としない。

可燃物及び禁忌物質から離して保管すること。

熱から離して保管すること。

火源の近くに保管しない。

施錠して保管すること。

## 安全な容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

消防法で規定されている容器を使用する。

国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

8. ばく露防止及び保護措置  
設備対策

本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
 高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。  
 高熱取扱いで、工程でガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。  
 高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、換気装置を設置する。  
 高熱取扱いで、工程でガスが発生するときは換気装置を設置する。  
 特別な換気要求事項はない。  
 本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。  
 必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。  
 適切な呼吸器保護具を着用すること。  
 保護手袋を着用すること。  
 眼の保護具を着用すること。  
 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)。  
 皮膚及び身体の保護 顔面用の保護具を着用すること。  
 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

保護具

呼吸器の保護具

手の保護具  
眼の保護具

皮膚及び身体の保護具

9. 物理的及び化学的性質  
外観

物理的状態  
形状  
色

液体  
透明液体  
淡黄色  
無臭  
8.1~9.5  
沸点:-4.5°C 凝固点:-9.5°C  
100°C  
  
引火せず  
1.29(20°C)  
水に易溶  
320°C

臭い  
pH  
融点・凝固点  
沸点、初留点及び沸騰範囲  
引火点  
比重(密度)  
溶解度  
分解温度

10. 安定性及び反応性  
化学的安定性  
危険有害反応可能性

通常の手扱い条件では安定である。  
530°C以上に加熱すると爆発することがある。  
  
酸と接触すると分解し有毒なガス(窒素酸化物)を生じる。  
高温、可燃物のそばに置かない。  
酸、可燃物。  
窒素酸化物

避けるべき条件  
混触危険物質  
危険有害な分解生成物

11. 有害性情報  
急性毒性

経口  
経皮  
吸入

急性毒性推定値が77mg/kgのため区分3に該当。  
データ不足のため分類できない。  
(気体)  
GHS定義による気体ではない。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性	<p>(蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。</p>
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	眼区分2Aの成分合計が38%のため、区分2Aに該当。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	<p>(呼吸器感作性)  データ不足のため分類できない。 (皮膚感作性)</p>
生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性	<p>データ不足のため分類できない。 区分2の成分が38%のため、区分2に該当。 データ不足のため分類できない。 (生殖毒性) 区分2の成分が38%のため、区分2に該当。 (生殖毒性・授乳影響) 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が38%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分に該当。</p>
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(血液)の成分が38%のため、区分1(血液)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(血液)の成分が38%のため、区分2(血液)に該当。
吸引性呼吸器有害性	動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
12. 環境影響情報	
水生環境有害性(急性)	区分1×毒性乗率の成分合計が38%のため、区分1に該当。
水生環境有害性(長期間)	区分1×毒性乗率の成分合計が38%のため、区分1に該当。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	<p>廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。</p>
汚染容器及び包装	<p>容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>
14. 輸送上の注意	

国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	3219
	Proper Shipping Name	無機亜硝酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
	Class	5.1
	Packing Group	Ⅲ
	Marine Pollutant	applicable
	Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code.	Not applicable
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	3219
	Proper Shipping Name	無機亜硝酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
国内規制	Class	5.1
	Packing Group	Ⅲ
	陸上規制	非該当
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	3219
	品名	無機亜硝酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
	クラス	5.1
	容器等級	Ⅲ
	海洋汚染物質	該当
	MARPOL 73/78 附属書Ⅱ 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
緊急時応急措置指針番号	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	3219
	品名	無機亜硝酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
	クラス等級	5.1 Ⅲ
15. 適用法令		
水質汚濁防止法		有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
海洋汚染防止法		有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法		輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法		酸化性物質類・酸化性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法		酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法		その他の危険物・酸化性物質類(酸化性物質)(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法		車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
水道法		有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

16. その他の情報  
参考文献

NITE

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保障するものではありません。  
未知の有害性がありうるため、取り扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い致します。